第一種特定製品の管理者、第一種フロン類充塡回収業者等向け

フロン排出抑制法のしおり

平成 28 年 4 月
石　　川　　県

~フロン回収破壊法が改正され，平成 27 年 4 月からフロン排出抑制法が施行されました。~

1　法の目的

フロン類の使用の合理化*1及び管理の適正化*2に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）は、オゾン層を破壊し、又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、事業者の責務等を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的にしています。

＊1 「使用の合理化」：フロン類に代替する物資であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの製造等、フロン類使用製品に使用されているフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制することをいう。

＊2 「管理の適正化」：フロン類の排出量の把握、充塡、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われることにより、フロン類の排出の抑制を図ることをいう。

2　主な用語の説明

<table>
<tr><th>用　語</th><th>内　　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>フロン類</td><td>CFC、HCFC、HFC の 3 種類をいい、カーエアコン、業務用冷凍空調機器等に冷媒として使用されています。
<table>
<tr><th>名　称</th><th>オゾン層破壊効果</th><th>温室効果（GWP）＊3</th></tr>
<tr><td>ＣＦＣ
（ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ）</td><td>大きい</td><td>極めて大きい
（約 10,000）＊4</td></tr>
<tr><td>ＨＣＦＣ
（ﾊｲﾄﾞﾛｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ）</td><td>比較的小さい</td><td>大きい
（数百～約 2,000）＊4</td></tr>
<tr><td>ＨＦＣ
（ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ）</td><td>なし</td><td>大きい～極めて大きい
（数百～約 10,000）＊4</td></tr>
</table>
＊３　ＧＷＰ＝地球温暖化係数：CO_2の何倍の温室効果を有するかを表す値
＊４　主な冷媒種としての値</td><td>詳細は別表１</td></tr>
<tr><td>特定製品</td><td>第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）及び第二種特定製品（カーエアコン）をいいます。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>１．第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）
業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充塡されている次のもの（第二種特定製品を除く。）をいいます。
<table>
<tr><td rowspan="2">第一種特定製品の種類</td><td>(1) エアコンディショナー</td></tr>
<tr><td>(2) 冷蔵機器及び冷凍機器
（冷蔵又は冷凍機能を有する自動販売機を含む）</td></tr>
</table></td><td>詳細は別表２

ビル用マルチエアコン

店舗用エアコン
 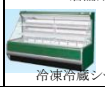
冷凍冷蔵シーケース</td></tr>
<tr><td></td><td>２．第二種特定製品（カーエアコン）
自動車に搭載されているエアコンディショナー（人用に限る）であって、冷媒としてフロン類が充塡されているものをいいます。
(注)・冷凍冷蔵車では、運転席のエアコンは第二種特定製品ですが、架装部専用のエアコンは第一種特定製品となります。
・被けん引車、二輪自動車、大型（小型）特殊自動車（ブルドーザ等）、鉄道車両用、船舶用のエアコンは、第一種特定製品です。
※使用済自動車の第二種特定製品については、自動車リサイクル法に基づき、フロン類回収業者がフロン類を回収する必要があります。</td><td> </td></tr>
</table>

改正概要（平成 27 年 4 月 1 日施行）　管理者等関係

○第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の管理者

・冷媒漏えい防止のための点検（簡易点検、定期点検）、漏えい時の修理（繰り返し充塡の原則禁止）、整備結果の記録・保存等の義務化

・漏えい量が一定量以上である管理者（連鎖化事業者を含む）による国への報告の義務化

○整備者、充塡回収業者等

・充塡を業として行う場合における知事登録の創設（旧法の第一種フロン類回収業者は自動移行）

・充塡に関する基準の創設

・充塡証明書・回収証明書の交付、再生証明書・破壊証明書の回付、写しの保存　　等

フロン排出抑制法のシステム

＜第一種特定製品の整備時＞ p3～7

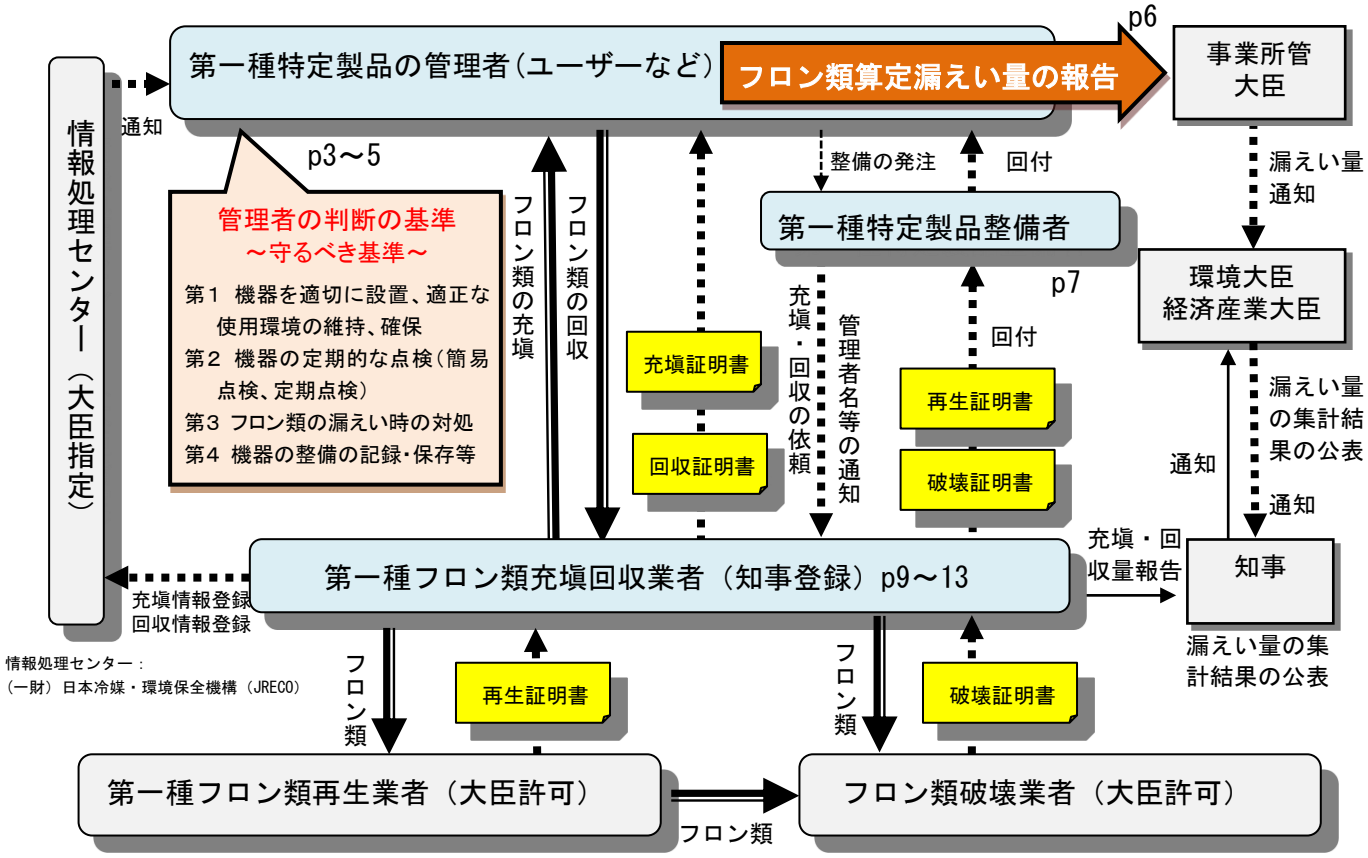

＜第一種特定製品の廃棄等＞ p8～9

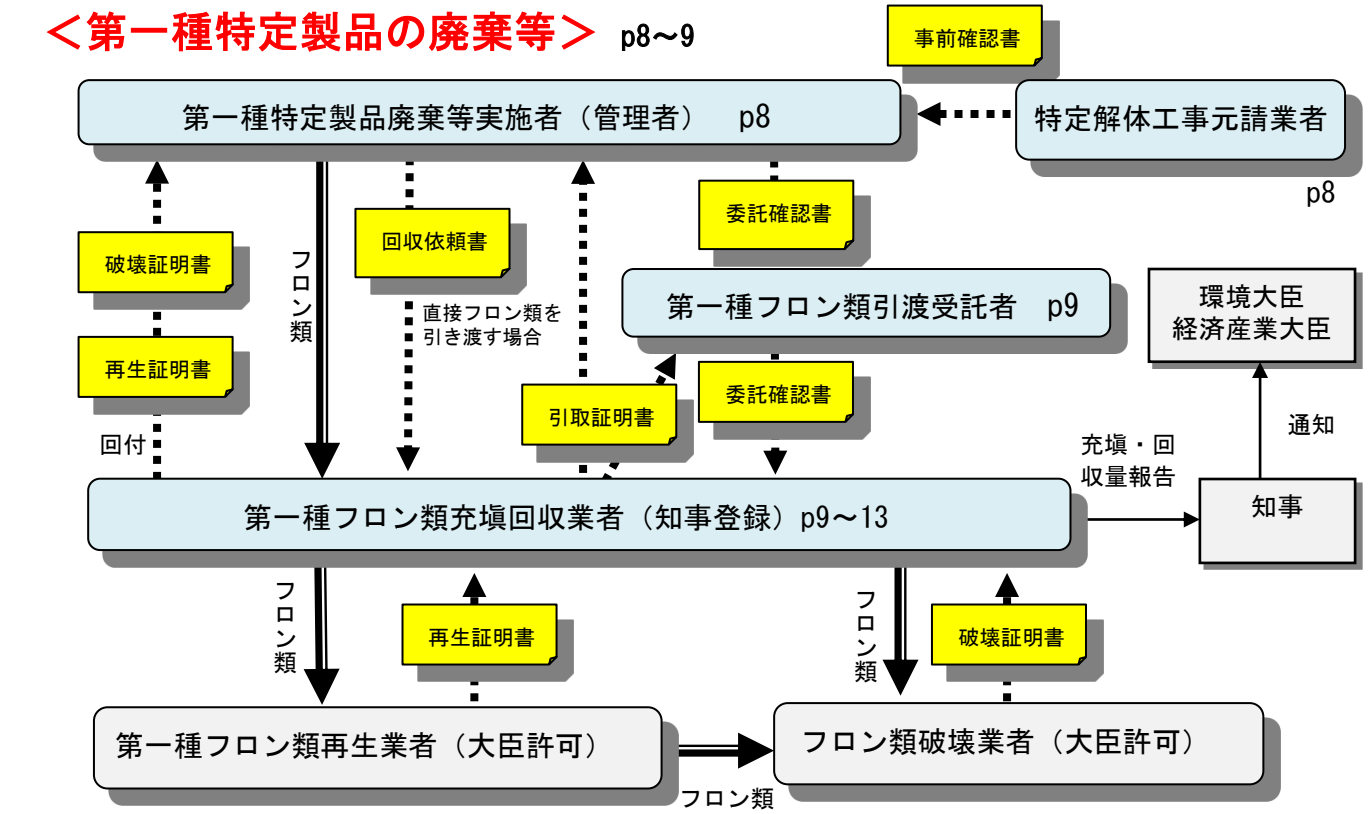

3　フロン類の放出の禁止（法第 86 条）

何人もみだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはなりません。（違反者には 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられます。）

4　特定製品等の管理者*5の責務（法第 5 条）

(1) 指定製品*6の管理者は、指針に従い、使用フロン類の環境影響度（オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度）の小さい指定製品の使用等*7に努めなければなりません。

(2) 特定製品の管理者は、指針に従い、特定製品の使用等をする場合は、フロン類の管理の適正化*2に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければなりません。

＊５「管理者」：フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者をいう。
・原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となります。
・ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。
・なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たります。

＊６「指定製品」：エアコンディショナー、業務用の冷蔵機器・冷凍機器、硬質ポリウレタンフォーム用原液（住宅の工事現場用）、専ら噴射剤のみを充填した噴霧器をいう。（法第２条第２項、令第１条）

＊７「使用等」：フロン類使用製品（フロン類が冷媒等の用途に使用されている機器・製品）を使用すること、整備を行う者に整備させること又は廃棄すること等を目的に有償・無償で譲渡することをいう。

5　第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の管理者等に関する規定

(1)　整備時の規定

管理者等は、次により、フロン類の管理の適正化を図る必要があります。

1　第一種特定製品の管理者*5が講ずべき措置

(1) 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（法第 16 条、管理者判断基準）

第１　設置及び使用する環境の維持保全に関する事項

1　管理者は、次の事項に留意して、管理第一種特定製品*8を設置すること。

＊８「管理第一種特定製品」：第一種特定製品の管理者が、その使用等を管理する責任を有する第一種特定製品をいう。

(1) 設置場所の周囲に、管理第一種特定製品に損傷を与えるおそれのある著しい振動を発生する設備等がないこと。

(2) 設置場所の周囲に、管理第一種特定製品の点検及び修理の障害となるものがなく、点検及び修理を行うために必要な作業空間や通路等が適切に確保されていること。

2　管理者は、次の事項に留意し、管理第一種特定製品を使用し、かつ、使用する環境の維持保全を図ること。

(1) 設置した管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況の維持保全を行うこと。

(2) 他の設備等を近接して設置する場合は、管理第一種特定製品の損傷等その他の異常を生じないよう必要な措置を講ずること。

(3) 定期的に、凝縮器、熱交換機器等の汚れ等の付着物を除去し、また、排水受けに溜まった排水の除去その他の清掃を行うこと。

第２　管理第一種特定製品の点検に関する事項

第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品からの漏えい又は漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）を早期に発見するため、次により、定期的に管理第一種特定製品の点検を行うこと。

1　簡易点検及び専門点検

(1)　３月に１回以上、管理第一種特定製品について簡易な点検（「簡易点検」という。）を行うこと。

(2)　簡易点検は次により行うこと。　※簡易点検には、実施者の制限はありません。

①　次に掲げる管理第一種特定製品の種類に応じ、それぞれ検査を行う事項について、検査を行うこと。ただし、管理第一種特定製品の設置場所の周囲の状況又は第一種特定製品の管理者の技術的能力により、検査を行うことが困難な事項については、この限りでない。この場合においては、周囲の状況又は技術的能力を踏まえ可能な範囲内で検査を行うこと。

管理第一種特定製品の種類	検査を行う事項
エアコンディショナー	(1) 管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 **※簡易点検の手引き（業務用エアコン編）を参照下さい（環境省 HP）**
冷蔵機器及び冷凍機器	(1) 管理第一種特定製品からの異常音並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無 (2) 管理第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度 **※簡易点検の手引き（冷凍冷蔵ショーケース・業務用冷凍冷蔵庫編）を参照下さい。**

② ①の検査により、漏えい又は故障等を確認した場合には、可能な限り速やかに、次により、専門的な点検（以下「専門点検」という。）を行うこと。

③ ②の専門点検は次により行うこと。

イ 次のいずれかの方法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと

直接法	発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤若しくは窒素ガス等の第一種特定製品への充塡により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法
間接法	蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法

ロ フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者*9が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

＊９ 十分な知見を有する者 （詳細は、「フロン排出抑制法Ｑ＆Ａ集（別紙）」を参照下さい。環境省ＨＰ）

A 冷媒フロン類取扱技術者

B 一定の資格等を有し、かつ、点検、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者、冷凍空気調和機器施工技能士、高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者、自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）

C 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

２ 一定規模以上の管理第一種特定製品の定期点検

(1) 管理第一種特定製品の種類ごとに、区分に応じた次に掲げる点検回数で、管理第一種特定製品の点検（以下「定期点検」という。）を行うこと。

管理第一種特定製品の種類	管理第一種特定製品の区分	点検を行う回数
エアコンディショナー	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が**７．５キロワット以上５０キロワット未満**であるもの	３年に１回以上
	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が**５０キロワット以上**であるもの	１年に１回以上
冷蔵機器及び冷凍機器	圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が**７．５キロワット以上**（輸送用冷凍冷蔵ユニットのうち、車両その他の輸送機関を駆動するための内燃機関により輸送用冷凍冷蔵ユニットの圧縮機を駆動するものにあっては、当該内燃機関の定格出力のうち当該圧縮機を駆動するために用いられる出力が７．５キロワット以上）であるもの	１年に１回以上

（備考） 管理第一種特定製品の区分は、二以上の電動機又は内燃機関により圧縮機を駆動する第一種特定製品にあっては、当該電動機又は当該内燃機関の定格出力の合計により適用する。

(2) (1)の定期点検は、次により行うこと。

① 管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行うこと。

② フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者*9が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

＜直接法の例＞

発泡液法

漏えい検知機を用いた方式

<管理者による簡易点検・定期点検の比較>

区分	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易点検】 全ての第一種特定製品	製品の外観確認等 ※ 具体的な方法は「簡易点検の手引き」を参照	3か月に1回以上	実施者の具体的な制限なし
（上乗せ）【定期点検】 うち圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	直接法や間接法による冷媒漏えい検査	1年に1回以上 （ただし、圧縮機の定格出力が7.5～50kW 未満の空調機器については、3年に1回以上）	十分な知見を有する者*9 （社外・社内を問わない）

第３　管理第一種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

１　第一種特定製品の管理者は、簡易点検若しくは定期点検又は第一種フロン類充塡回収業者からの通知等によって、漏えい又は故障等を確認した場合は、速やかに、次に掲げる事項を行うこと。

① 漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該点検により漏えい箇所が特定された場合には当該箇所の修理

② 故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理

２　漏えい又は故障等を確認したときは、１に掲げる事項を行うまで第一種特定製品整備者を通じて管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡することを委託してはならないこと。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所*10に当該漏えいが生じている場合においてはこの限りでない。

＊10 「漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所」（第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き）
・建物解体を伴うような工事が必要な場所を指します。
ただし、そのような場合であっても、専門的な見地から確認すれば解体を伴わずに特定・修理が可能な場合があるため、特定・修理の著しく困難な場所の判断は設備業者に仰ぎ、県による立入検査などに際しては、この者による判断の結果（工事に係る見積もり等）を示す必要がある。また、判断を仰ぐ設備業者は、点検に関する「十分な知見を有する者」である必要がある。

３　２の場合において、人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充塡することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から６０日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、１に掲げる事項を行う前に、１回に限り充塡を委託することができる。

※応急的に充塡が必要な場合としては、次のようなものが想定される。（第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き）
ア）環境衛生上必要な空気環境の調整のための場合
・集中治療室を有した病院内空調機器であり、治療の維持のためにやむを得ず冷媒充塡を行い、代替設備の導入を待って、点検・修理を行う場合
・夏期における空調設備からの漏えいであって、従業員の健康を維持するためにやむを得ず冷媒充塡を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合
イ）被冷却物の衛生管理のための場合
・商品の保存・管理のためにやむを得ず冷媒充塡を行い、営業時間終了後に点検・修理を行う場合
ウ）事業の継続のための場合
・24 時間営業店であり短期的に修理することが困難であるため、やむを得ず冷媒充塡を行い、閑散期等に点検・修理を行う場合
応急的に充塡が必要と判断した場合、「応急的に充塡が必要な理由」及び「修理予定日」を明らかにし、県による立入検査などに際しては、これらを説明する必要がある。また、その理由が「事業の継続のため」である場合、機会損失費用の見積りなど、経済的損失の定量的な説明を準備することが必要である。

上記２、３の場合はあくまでやむを得ないものに限定される例外的な措置であることに十分留意することが重要である。やむを得ない場合にあっても、点検及び整備に関する記録を行う必要があり、更に一定量以上の冷媒漏えいを生じた場合は算定漏えい量報告が必要となる。

第４　管理第一種特定製品の点検及び整備に係る記録等に関する事項

１　第一種特定製品の管理者は、管理第一種特定製品ごとに、点検及び整備に係る次の事項を記載した記録簿を備え、当該管理第一種特定製品を廃棄するまで、保存すること。

※点検記録簿は、法定の様式はありませんが、様式例は、（一社）日本冷凍空調設備工業連合会が作成・公表しているもの等が参考として挙げられます。 http://www.jarac.or.jp/kirokubo/index.html

＜記録簿の記載事項＞

① 管理第一種特定製品の管理者の氏名又は名称（法人は、実際に管理に従事する者の氏名を含む。）

② 管理第一種特定製品の所在及び当該管理第一種特定製品を特定するための情報

③ 管理第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の種類及び量

④ 第２に基づく管理第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名（法人は、その名称及び当該点検を行った者の氏名を含む。）並びに当該点検の内容及びその結果（漏えい又は故障等の箇所その他の状況に関する事項を含む。ただし、簡易点検のみを行った場合にあっては、点検を行った旨及びその実施年月日を記載すること。）

⑤ 管理第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名（法人は、その名称及び当該修理を行った者の氏名を含む。）並びに当該修理の内容及びその結果

⑥ 漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期

⑦ 管理第一種特定製品の整備が行われる場合において管理第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡した年月日、当該充塡に係る第一種フロン類充塡回収業者の氏名（法人にあっては、その名称及び当該充塡を行った者の氏名を含む。）並びに充塡したフロン類の種類及び量

⑧ 管理第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充塡回収業者の氏名（法人は、その名称及び当該回収を行った者の氏名を含む。）並びに回収したフロン類の種類及び量

２　１の記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて当該記録された情報の内容を確認できるときは、当該記録をもって記録簿に代えることができる。

３　記録簿の提示

第一種特定製品の管理者は、第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充塡回収業者から、管理第一種特定製品の整備に際して１の記録簿の提示を求められたときは、速やかに、これに応じること。

４　表示以外の冷媒が充塡されている場合の説明

管理第一種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、当該管理第一種特定製品に法第 87 条の規定に基づき特定製品の製造業者等が表示したフロン類以外の冷媒が現に充塡されている場合は、第一種特定製品整備者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充塡回収業者に対して、１の記録簿を提示することその他の適切な方法により、当該管理第一種特定製品に現に充塡されている冷媒の種類を説明しなければならない。ただし、当該管理第一種特定製品に現に充塡されている冷媒の種類を見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で表示している場合は、この限りでない。

５　管理第一種特定製品を他者に売却する場合、１の記録簿又はその写しを当該管理第一種特定製品と合わせて売却の相手方に引き渡すこと。

(2) フロン類算定漏えい量等の報告（法第 19 条関係）

第一種特定製品の管理者は、フロン類算定漏えい量等を事業所管大臣に報告しなければならなりません。

1　フロン類算定漏えい量の算定の方法

第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（連鎖化事業者［フランチャイズチェーン］である場合にあっては、加盟者が使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類ごとに、次の式により合計する方法によります。

算定漏えい量（t-CO2）＝Σ（冷媒番号区分ごとの（（充填量（kg）－整備時回収量（kg））×GWP））

（充填量（kg）－整備時回収量（kg））＝漏えい量

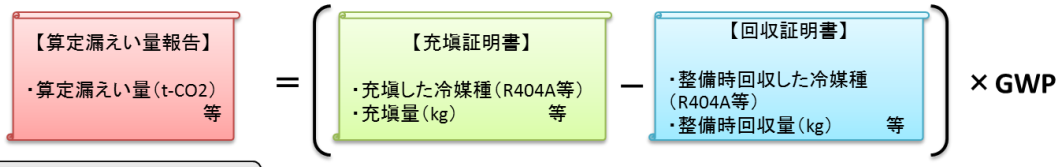

具体的な算定イメージ

【パターン①：整備時に回収を行う場合】

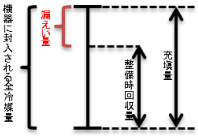

機器整備の際に、全量回収を行い、再充填を行った場合、充填量から整備時回収量を差し引いた量が「漏えい量」となる。

【パターン②：充填のみ行う場合】

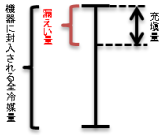

機器に充填のみを行った場合、当該充填量が「漏えい量」となる。

冷媒番号区分ごとの充填量：前年度（年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）において、充填した量（設置時に充填した充填量を除く）。【法第 37 条第 4 項の充填証明書に記載された充填量（設置時以外の整備に際しての充填量）】
冷媒番号区分ごとの回収量：前年度において整備時に回収した量。【法第 39 条第 6 項の回収証明書に記載された回収量】
冷媒番号区分ごとのＧＷＰ：環境省・経済産業省告示で定める値（別表１（p16）又はフロン類算定漏えい量マニュアルを参照下さい。）
※算定にあたっては、管理者の全ての管理第一種特定製品について交付された充填証明書及び回収証明書の値から算出する必要がある。

2　報告対象事業者（「特定漏えい者」という。）

１の方法により算定されたフロン類算定漏えい量が <u>1,000 t-CO2 以上である者</u>

3　フロン類算定漏えい量等の報告の方法等

特定漏えい者が行う報告は、**毎年度７月末日までに**、「フロン類算定漏えい量等の報告書」により事業所管大臣に提出しなければなりません。（報告命令様式第１）

なお、管理者は、漏えい量の報告に添えて、「フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報」を提供することができます。（法第 23 条）（報告命令様式第２）

二以上の事業を行う場合は、該当する全ての事業所管大臣に対して報告しなければなりません。

※具体的な報告窓口や報告方法は、「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」（環境省・経済産業省）をご覧下さい。

＜フロン類算定漏えい量の報告・公表制度の概要＞

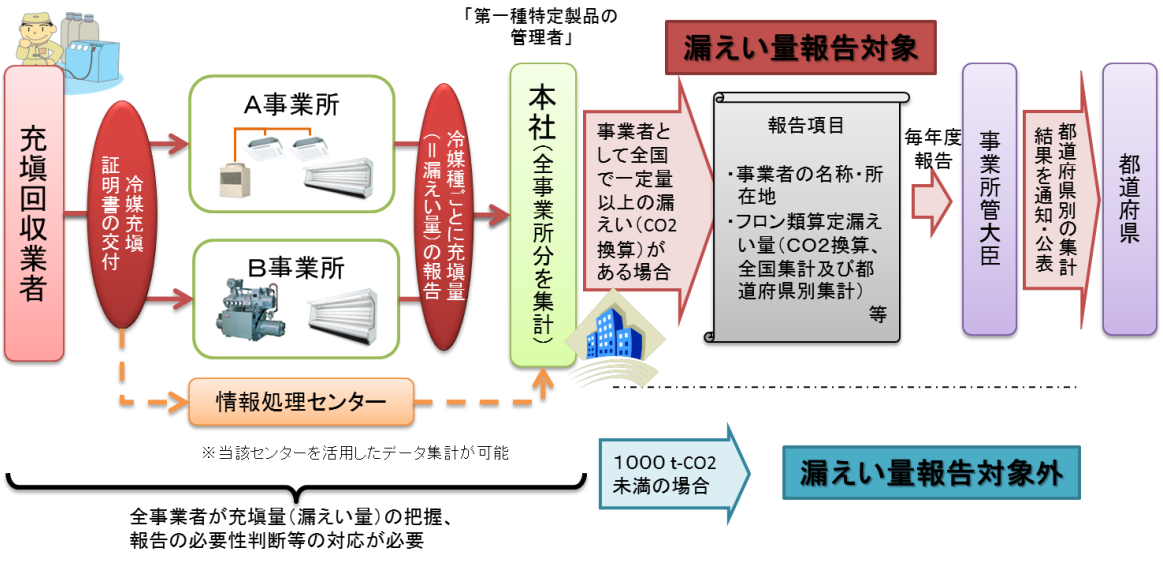

※情報処理センターについては、環境省ＨＰ「情報処理センターの利用方法」を参照下さい。

＜フロン類算定漏えい量報告の報告事項＞　報告命令様式第１

①　特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
②　特定漏えい者において行われる事業
③　前年度におけるフロン類算定漏えい量
④　前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量
⑤　前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量
⑥　特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項
イ　特定事業所の名称及び所在地
ロ　特定事業所において行われる事業
ハ　前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量
ニ　前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量
ホ　前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量

＜フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報等の提供＞　報告命令様式第２

①　フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報
②　フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報
③　フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報
④　フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報
⑤　その他の情報

２　第一種特定製品整備者の義務

(1)　充填時（法第 37 条第 1 項、第 2 項）

①　第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）は、第一種特定製品にフロン類を充填する必要があるときは、フロン類の充填を、第一種フロン類充填回収業者に委託しなければなりません。
　ただし、第一種フロン類充填回収業者である第一種特定製品整備者が、自ら当該フロン類の充填を行うときはこの限りではありません。

②　①の委託に際しては、次の事項を第一種フロン類充填回収業者に通知しなければなりません。
・第一種特定製品管理者の氏名又は名称及び住所
・情報処理センターを使用しているかどうか、情報処理センターの名称

(2)　回収時（法第 39 条第 1 項、第 2 項、第 4 項）

①　第一種特定製品整備者は、充填されているフロン類を回収する必要があるときは、フロン類の回収を、第一種フロン類充填回収業者に委託しなければなりません。
　ただし、第一種フロン類充填回収業者である第一種特定製品整備者が、自ら当該フロン類の回収を行うときはこの限りではありません。

②　①の委託に際しては、次の事項を第一種フロン類充填回収業者に通知しなければなりません。
・第一種特定製品管理者の氏名又は名称及び住所
・情報処理センターを使用しているかどうか、情報処理センターの名称

③　第一種フロン類を充填回収業者に充填されているフロン類を回収させた場合において、(1)①により充填されたもの以外があるときは、これを第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

(3)　再生証明書・破壊証明書の回付（法第 59 条第 3 項、法第 70 条第 2 項）

①　第一種特定製品整備者は、第一種フロン類充填回収業者から、再生証明書又は破壊証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該再生証明書又は当該破壊証明書を回付しなければなりません。

②　第一種特定製品整備者は、回付した再生証明書又は破壊証明書の写しを、回付した日から３年間保存しなければなりません。

３　費用負担（法第 74 条関係）

(1)　第一種特定製品の整備の発注者の費用負担（法第 74 条第 6 項）

①　第一種特定製品の整備の発注者は、第一種特定製品整備者の請求に応じて支払うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

(2)　第一種特定製品整備者の費用負担（法第 74 条第 2 項～第 5 項）

①　第一種特定製品整備者は、第一種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金を支払うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担する。

②　①の料金を支払ったときは、当該第一種特定製品の整備の発注者に対し、当該料金の額に相当する料金を請求することができる。

(2)　廃棄等の規定

1　特定解体工事元請業者の義務（法第 42 条）

建築物その他の工作物(第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事の発注者（「特定解体工事発注者」という。）から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業者（「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、特定解体工事発注者に対し、確認の結果について書面（事前確認書）を交付して説明しなければなりません。

※特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければなりません。

参考様式：「(一財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロード出来ます。www.jreco.or.jp

2　第一種特定製品廃棄等実施者の義務

(1) 引渡義務(法第 41 条)

第一種特定製品の廃棄等*11を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充塡回収業者に、第一種特定製品に充塡されているフロン類を引き渡さなければなりません。

＊11　「廃棄等」：第一特定製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること。

※登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者の名簿は、県環境政策課・保健福祉センターでの閲覧のほか、県のホームページへの掲載しています。

(2)「回収依頼書」の交付等（法第 43 条第 1 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を自ら引き渡すときは、第一種フロン類充塡回収業者ごとに、次に掲げる事項を記載した書面（回収依頼書）を交付しなければなりません。

・第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
・引渡しに係るフロン類が充塡されている第一種特定製品の種類及び数並びに所在
・引渡しを受ける第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号

※具体的には、行程管理票を交付します。

(3) 委託確認書の交付（法第 43 条第 2 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充塡回収業者への引渡しを他の者に委託をする場合（運搬のみの委託を除く。）において、引渡しの委託契約を締結したときは、遅滞なく、引渡しの委託を受けた者に委託確認書を交付しなければなりません。

※具体的には、行程管理票を交付します。

行程管理票

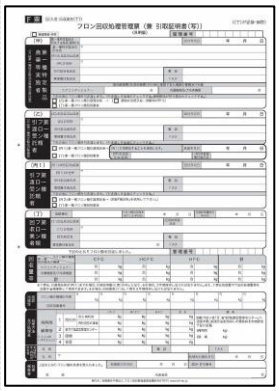

(4) 回収依頼書及び委託確認書の写しの保存（法第 43 条第 3 項）

(2)の「回収依頼書」又は(3)の「委託確認書」を交付する場合においては、その写しをそれぞれ交付した日から３年間保存しなければなりません。

(5)　再委託を承諾する旨を記載した書面の保存（法第 43 条第 4 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面を交付した場合は、その写しを交付した日から３年間保存しなければなりません。

(6)　引渡しの確認・引取証明書等の保存（法第 45 条第 3 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、引取証明書の交付又は引取証明書の写しの送付を受けたときは、引渡しが終了したことを確認し、かつ、それぞれ交付又は送付を受けた日から３年間保存しなければなりません。

(7)　引取証明書の交付又は送付を受けないときの知事への報告（法第 45 条第 4 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、次の期間内に、引取証明書の交付若しくは送付を受けないとき、又は必要事項が記載されていないとき若しくは虚偽の記載があるときには、速やかに、交付した「回収依頼書」の写し又は交付した委託確認書の写しを提出し、都道府県知事に報告しなければなりません。

・「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付の日から 30 日以内
　ただし、解体工事に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付から 90 日以内

(8)　引取証明書の保存（法第 45 条第 5 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、引取証明書の交付を受けたときは、交付を受けた日から３年間保存しなければなりません。

(9)　費用負担（法第 74 条第 3 項）

第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種フロン類充塡回収業者の請求に応じて適正な料金を支払うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担する。

３　第一種フロン類引渡受託者の義務

(1)　引渡しを再委託する場合の第一種特定製品廃棄等実施者の承諾等（法第 43 条第 4 項）

①　第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者（引渡の再委託を受けた者を含む。「第一種フロン類引渡受託者」という。）は、フロン類を他の者に再委託しようとする場合（運搬のみの委託は除く。）には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して、再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から次の事項を記載した再委託についての承諾する旨を記載した書面の交付を受けなければなりません。

＜再委託承諾書の記載事項＞

・第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
・引渡を委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに所在
・他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
・第一種フロン類再受託者の氏名又は名称

②　第一種フロン類引渡受託者は、①により交付を受けた書面を交付を受けた日から３年間保存しなければなりません。　※第一種特定製品廃棄等実施者も３年間保存しなければなりません。

(2)　再委託を受けた者への委託確認書の回付（法第 43 条第 5 項）

第一種フロン類引渡受託者は、引渡の再委託の契約を締結したときは、遅滞なく、委託確認書に引渡の再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所等を記載し、引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければなりません。

(3)　第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付（法第 43 条第 6 項）

第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、当該委託確認書を回付しなければなりません。

再委託が行われた場合は、第一種特定製品廃棄等実施者から交付を受けた再委託を承諾する旨を確認した書面の写しを添付すること。

(4)　第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の保存（法第 43 条第 7 項）

第一種フロン類引渡受託者は、委託確認書を回付する場合においては、当該委託確認書の写しを回付した日から３年間保存しなければなりません。

６　第一種フロン類充填回収業者に関する規定

(1)　登録、充填及び回収

１　登録（法第 27 条）

第一種フロン類充填回収業*12 を行おうとする者は、業務を行おうとする都道府県知事の登録を受けなければなりません。

＊12 「第一種フロン類充填回収業」とは、第一種特定製品の整備時に冷媒としてフロン類を充填すること、第一種特定製品の整備時又は廃棄等が行われている場合において充填されているフロン類を回収することを業として行うことをいう。

※　第一種特定製品の管理者が、自らフロン類の充填又は回収を行う場合も登録が必要です。

２　整備時の充填

(1)　充填の基準の遵守（法第 37 条第 3 項）

充填を行うに当たっては、フロン類の充填に関する基準に従って、行わなければなりません。（p11）

(2)　充填証明書の交付

①　充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書類（充填証明書）を、整備を発注した第一種特定製品の管理者に、フロン類を充填した日から３０日以内に交付しなければなりません。（法第 37 条第 4 項）

※充填証明書の記載事項　参考様式：充填回収業者等に関する運用の手引き「フロン類充填証明書」

・充填証明書の交付年月日、・第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所、
・フロン類を充填した第一種特定製品の所在、・第一種特定製品を特定するための情報、
・第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、・フロン類を充填した年月日、
・充填したフロン類の種類ごとの量［冷媒番号別の区分ごとの量、ＧＷＰ値］
・設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

②　充填する場合において、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、20 日以内に、フロン類の種類ごとに充填した量等を情報処理センターに登録したときは、①の充填証明書を交付する必要はありません。（法第 38 条第 1 項）

※情報処理センターから、整備を発注した第一種特定製品の管理者に、登録に係る事項が通知されます。登録の情報は、情報処理センターで登録が行われた日から 5 年間保存されます。

３　整備時の回収

(1) 回収基準の遵守（法第 39 条第 3 項、第 44 条第 2 項）

第一種特定製品の整備に際してフロン類の回収を行うにあたっては､フロン類の回収の基準に従って回収しなければなりません。(p12)

(2) 引取義務（法第 39 条第 5 項）

フロン類を回収した場合において、第一種特定製品整備者からフロン類の引取を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければなりません。

(3) 回収証明書

① 第一種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は第一種特定製品整備者としてフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書類（回収証明書）を、整備を発注した第一集特定製品の管理者に、フロン類を回収した日から３０日以内に交付しなければなりません。（法第 39 条第 6 項）

※回収証明書の記載事項　参考様式：充塡回収業者等に関する運用の手引き「フロン類回収証明書」

・回収証明書の交付年月日、・第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所、
・フロン類を回収した第一種特定製品の所在、・第一種特定製品を特定するための情報、
・第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、・フロン類を回収した年月日、
・回収したフロン類の種類ごとの量［冷媒番号別の区分ごとの量］

※修理の際に、一度回収して、充塡した場合には、回収証明書と充塡証明書の双方の発行が必要です。

② 第一種特定製品に充塡されているにフロン類を回収する場合において、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、20 日以内に、フロン類の種類ごとに回収した量等を情報処理センターに登録したときは、①の回収証明書を交付する必要はありません。（法第 40 条第 1 項）

※情報処理センターから、整備を発注した第一種特定製品の管理者に、登録に係る事項が通知されます。登録の情報は、情報処理センターで登録が行われた日から 5 年間保存されます。

４　廃棄時の回収

(1) 引取義務（法第 44 条第 1 項）

第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて、フロン類の引取りを求められたときは、回収依頼書の交付又は委任確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、引取らなければなりません。

(2) 回収基準の遵守（法第 44 条第 2 項）

フロン類の回収の基準に従って回収しなければなりません。(p12)

(3) 引取証明書の交付(法第 45 条第 1 項及び第 2 項)

① 第一種特定製品廃棄等実施者から直接にフロン類を引き取ったときは、速やかに、第一種特定製品廃棄等実施者に引取証明書を交付し、その写しを交付の日から３年間保存しなければなりません。

② 第一種フロン類引渡受託者を通じてフロン類を引き取ったときは、速やかに、当該第一種フロン類引渡受託者に引取証明書を交付するとともに、遅滞なく第一種特定製品廃棄者に当該引取証明書の写しを送付し、その写しを交付の日から３年間保存しなければなりません。

５　フロン類の引渡義務

(1) フロン類の引渡し（法第 46 条第 1 項）

第一フロン類充塡回収業者は、次の場合を除き、主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）の許可を受けた第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければなりません。

＜引渡義務の例外（第一種フロン類再生業の許可を要しない場合）＞

①自ら再生をする場合　（法第 50 条第 1 項ただし書き）

次のいずれにも該当すること。

ア　自らが回収するフロン類であること。

イ　次のいずれか該当すること。

・フロン類の充塡に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から回収したフロン類の再生を行うこと。

・自らが保有する分析機器を使用すること又は十分な経験・技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと。

※フロン類の回収に付随して再生が行われる場合であって、下記の②場合又は第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的に回収を行う場合を除く。

ウ　再生したフロン類を自ら冷媒として充塡の用に供することを目的に再生すること。（再生したフロン類を第三者（他の充塡回収業者やフロン類製造事業者等）へ譲渡する場合は、国の第一種フロン類再生業の許可が必要となります。）

エ　フロン類を再生の用に供する設備*13 の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。

＊13　フロン類の再生の用に供する設備の要件

一つの筐体に収められていること、可搬式のものであること、供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること及び再生しようとするフロンの種類に応じた適切な再生を行うことができるもの

②フロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、都道府県知事が認める者に引き渡す場合（施行規則第 49 条第 1 号）※石川県には該当者なし

③第一種フロン類再生業の許可申請をしようとする者に対して、申請に必要な限度において、実験のために引き渡し、かつ当該フロン類が返却される場合（規則第 49 条第 2 号）

※　許可を受けた第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者であることは、環境省ホームページ（県ホームページでリンク有り）で確認下さい。

(2) 運搬の基準（法第 46 条第 2 項）

第一種フロン類充塡回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、(1)の引渡しにあたっては、フロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければなりません。

6　再生証明書・破壊証明書の回付（法第 59 条、法第 70 条）

(1)　第一種フロン類再生業者から再生証明書の交付を受けたとき、又はフロン類破壊業者から破壊証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、次に掲げる区分に応じ、当該再生証明書又は破壊証明書を回付しなければなりません。（法第 59 条第 2 項、法第 70 条第 2 項）

区分	回付先
第一種特定製品整備者としてフロン類の回収を行ったとき	当該第一種特定製品の整備を発注した管理者
第一種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けて回収した際にフロン類を引き取った場合	当該第一種特定製品整備者
第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った場合	当該第一種特定製品廃棄等実施者

※第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行った日から 30 日以内に再生証明書を交付しなければなりません。
　フロン類破壊業者は、フロン類を破壊した日から 30 日以内に破壊証明書を交付しなければなりません。

(2)　回付した再生証明書の写しを３年間保存しなければなりません。（法第 59 条第 3 項、法第 70 条第 2 項）

7　第一種フロン類充塡回収業者の費用請求等　（法第 74 条第 1 項）

(1)　フロン類の回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第一種フロン類再生業者に引き渡すために行う運搬及び引き渡すための費用（以下、「フロン類の回収等の費用」という。）に関し、適正な料金を請求することができます。

(2)　第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者から説明を求められたときは、フロン類の回収等の費用その他主務省令で定める事項について説明しなければなりません。

(2)　第一種フロン類充塡回収業者に係る充塡、回収及び運搬の基準

1　充塡の基準　（法第 37 条第 3 項、施行規則第 14 条）

(1) 充塡前の確認

第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充塡を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（(2)及び(3)において「充塡前の確認」という。）すること。

イ　第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の漏えい（以下単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無

ロ　漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

(2) 確認結果の通知

(1)の充塡前の確認を行った場合において、当該充塡前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ　漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

ロ　漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性

ハ　故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性

(3) 漏えい時又は故障等の手当をしないままの充塡の禁止

(1)の充塡前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充塡を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ　漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ　故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。
　1) 当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。
　2) 当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

(4) 応急的な充填

人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充填を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、(3) の規定にかかわらず、(3)イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充填を行うことができる。

(5) 表示フロン類以外のフロン類の充填の原則禁止

充填しようとするフロン類の種類が法第 87 条に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充填しようとするフロン類の地球温暖化係数(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。)が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

(6) 表示フロン類以外のフロン類の充填に係る承諾

現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充填しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

(7) 大気放出防止措置の実施

フロン類の充填に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

(8) 過充填防止措置の実施

必要以上に充填を行うことその他の不適切な充填により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

(9) 十分な知見を有する者による充填

フロン類の性状及びフロン類の充填方法について、十分な知見を有する者*9が、フロン類の充填を自ら行い又はフロン類の充填に立ち会うこと。

2 回収の基準 (法第 44 条第 2 項、施行規則第 40 条)

(1) 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力(絶対圧力)の値が、一定時間が経過した後、次の「フロン類の圧力区分」に応じ、「所定の圧力」以下になるように吸引すること。

フロン類の圧力区分	所定の圧力(絶対圧力)	主要な冷媒フロンの種類(参考)		
		CFC	HCFC	HFC
低圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの)	0.03 MPa	R11,R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2kg 未満のもの)	0.1 MPa	R12,R114,R115,R500,R502	R22	R134a,R32,R407C,R407E,R410A,R507A,R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充填量が 2kg 以上のもの)	0.09 MPa			
高圧ガス(常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの)	0.1 MPa	R13,R503		R23

(2) フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち合うこと。

(主な業務用冷凍空調機器の回収に関する資格)

ア. 冷媒フロン類取扱技術者、イ. 冷媒回収推進・技術ｾﾝﾀｰ(RRC)が認定した冷媒回収技術者、
ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)、エ. 冷凍空気調和機器施工技能士、
オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者、カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者、
キ. 冷凍調技士(日本冷凍空調学会)、ク. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
ケ. 自動車電気装置整備士(ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講したものに限る)

3 運搬の基準 (法第 46 条第 2 項、施行規則第 50 条)

(1) 回収したフロン類の移充填をみだりに行わないこと。

- 「移充填」:回収したフロン類を充填する容器(以下「フロン類回収容器」という。)から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。
- 「みだりに行わない」:不要な移充填を行わないとの意味で、たとえば、回収したフロン類の輸送効率の向上等のため行われている中継点での移充填などはこれに該当しません。

(2) フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(3)　第一種フロン類充塡回収業者の記録、報告等

1　第一種フロン類充塡回収業者の記録　(法第 47 条第 1 項)

(1)　記録する内容　(施行規則第 51 条)

第一種フロン類充塡回収業者は、次の事項を記録しなければなりません。

① 第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡した年月日、当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の設置に際して充塡した場合又はそれ以外の整備に際して充塡した場合の別ごとに、当該充塡に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに充塡したフロン類の種類ごとの量*14

＊14　回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。

② 第一種特定製品の整備又は回収が行われた場合において、第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の種類ごとの量*15

＊15　第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充塡した量を除く。

③ 法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により第一種フロン類再生業を行う場合において、フロン類を再生をした年月日及び再生をしたフロン類の種類ごとの量並びに当該再生をしたフロン類を冷媒として充塡した年月日及び当該充塡に係る整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該再生をしたフロン類を充塡した量

④ フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑤ フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

⑥ 施行規則第 49 条第 1 号に規定する場合において、フロン類を引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量。

⑦ 施行規則第 49 条第 2 号に規定する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量

(2)　記録は帳簿を備え、5 年間保存しなければなりません。(施行規則第 51 条第 2 項)
帳簿のかわりに電子媒体により作成し、保存することができます。

2　記録の閲覧　(法第 47 条第 2 項)

次の者から、記録の閲覧をしたい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではなりません。

① 第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者
② 第一種特定製品整備者
③ 第一種特定製品廃棄等実施者
④ 第一種フロン類引渡受託者

3　第一種フロン類充塡回収業者の報告　(法第 47 条第 3 項)

(1) 第一種フロン類充塡回収業者は、フロン類の種類ごとに、「第一種フロン類充塡量及び回収量等に関する報告書」を年度終了後 45 日以内（5 月 15 日まで）に県に提出しなければなりません。（様式第３）
（年度：4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）

＜報告内容＞
① 充塡した第一種特定製品の台数及び充塡量*14（設置・設置外）
② 回収した第一種特定製品の台数及び回収量*15（廃棄等・整備）
③ 年度当初に保管していた量、④　第一種フロン類再生業者に引き渡した量
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量、
⑥ 法第 50 条第 1 項ただし書きの規定により自ら再生したフロン類の量、⑦　⑥のうち充塡した量
⑧ 施行規則第 49 条の規定する者に引き渡した量、⑨　年度末に保管していた量

※　登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、石川県内の区域で充塡又は回収した第一種特定製品に関する事項について報告して下さい。　＜提出先：石川県環境政策課＞

(2) 次の者は、(1)の例により、当該区分に応じた年度の業務の実施状況について報告する必要があります。
(施行規則第 12 条)

① 第一種フロン類充塡回収業者の廃業等の届出をする者	廃業等の生じた日の属する年度
② 登録を取り消され、第一種フロン類充塡回収業者であった者	登録が取り消された日の属する年度

7　特定製品の表示 (法第 87 条)

特定製品の製造業者等は、特定製品を販売する時までに、冷媒として充塡されているフロン類に関し、特定製品に、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で次の事項の表示が義務づけられています。

＜表示事項＞
① フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと。
② 特定製品を廃棄する場合には、フロン類の回収が必要であること。
③ フロン類の種類及び量
④ 第一種特定製品である場合にあっては、第一種特定製品に充填されているフロン類の地球温暖化係数

8 第二種特定製品（カーエアコン）に関する規定（法第 88 条）

第二種特定製品に係るフロン類の回収及び運搬の基準は次のとおりです。

※使用済み自動車についてのフロン回収は自動車リサイクル法で規定されているため、整備の際にフロン回収を行う場合に適用される

1 回収の基準
（第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令第 2 条第 1 号）

(1) 第二種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間が経過した後、次表のフロン類の充填量に応じ、「所定の圧力」以下になるように吸引すること。

フロン類の充填量	所定の圧力（絶対圧力）
２ｋｇ未満	0.1 MPa
２ｋｇ以上	0.09 MPa

(2) フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち合うこと。

（十分な知見を有する者）

第二種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方、例えば、フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者、自動車整備士、自動車電気装置整備士、その他自動車整備業務、エアコン整備業務、フロン類回収業務の経験を有する者等が十分な知見を有する者と考えられます。

2 運搬の基準
（第二種特定製品が搭載されている自動車の整備の際のフロン類の回収及び運搬に関する基準を定める省令第 2 条第 2 号）

(1) 回収したフロン類の移充填をみだりに行わないこと。

(2) フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

9 県への登録、届出及び報告

次に該当する場合は、県（石川県環境政策課）への申請、届出又は報告が義務付けられています。

※「フロン類算定漏えい量等の報告書」は、直接、事業所管大臣へ提出下さい。

申請・届出等を必要とする場合		種類	届出時期	様式	備考
第一種フロン類充填回収業者	① 第一種特定製品について、フロン類を充填すること及びフロン類を回収することを業として行おうとする場合（法第 27 条、法第 30 条）	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書	新規登録時（更新は 5 年毎）	様式第 1	手数料 5,000 円（更新 4,000 円）
	② 次の事項を変更した場合（法第 31 条第 1 項） ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名 イ 事業所の名称及び所在地 ウ その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填するフロン類及び回収しようとするフロン類の種類 エ フロン回収設備の能力又は台数の変更であって、フロン類の充填量が 50kg 以上の第一種特定製品からの回収を行う場合にはその旨	第一種フロン類充填回収業者変更届出書	変更があった日から 30 日以内	様式第 2	
	③ 第一種フロン類充填回収業者による前年度の充填量、回収量等の報告（毎年）（法第 47 条第 3 項）	第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書	年度終了後 45 日以内（毎年5月 15 日）	様式第 3	
	④ 第一種フロン類充填回収業を廃止した場合、死亡、法人が消滅、破産した場合（法第 33 条第 1 項）	第一種フロン類充填回収業者の廃業等届出書	廃止等の日から 30 日以内		
第一種特定製品廃棄等実施者が、回収依頼書の送付又は委託確認書の交付から 30 日以内（解体工事は 90 日以内）に引取証明書等の交付等を受けないとき（法第 45 条第 4 項）			速やかに		回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを提出

１０　指導・助言、勧告・公表・命令（県関係）

対象者	内容	措置の内容
第一種特定製品の管理者	判断の基準となるべき事項(p3～5)に勘案して必要と認めるとき	指導・助言 （法第 17 条）
	環境大臣・経済産業大臣からの通知に基づく、フロン類漏えい算定量等の報告の集計結果	公表 （法第 20 条第 5 項）
圧縮機の駆動する電動機又は内燃機関の定格出力が 7.5kw 以上のもの	判断の基準となるべき事項(p3～5)に照らして著しく不十分であると認めるとき	勧告 (法第 18 条第 1 項)
	上記の勧告に従わなかったとき	公表 （法第 18 条第 2 項）
	上記の公表後も勧告に従わず、管理の適正化を著しく害すると認めるとき	命令 （法第 18 条第 3 項）
第一種特定製品整備者 第一種特定製品廃棄等実施者 特定解体工事元請業者 第一種フロン類充塡回収業者	フロン類の充塡の委託、回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施の確保するために必要と認めたとき	指導・助言 （法第 48 条）
第一種特定製品整備者 第一種特定製品廃棄等実施者 第一種フロン類引渡受託者 第一種フロン類充塡回収業者	規定を遵守していないと認めるとき	勧告・命令 （法第 49 条）

１１　主な罰則

違反の内容	罰則
1　登録を受けないでフロン類の充塡又は回収を業として行った場合（法第 103 条第 1 号）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
2　第 50 条第 1 項の規定に違反して許可を受けないでフロン類の再生を業として行った場合（法第 103 条第 4 号）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
3　許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った場合(法第 103 条第 8 号)	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
4　みだりに特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を大気中に放出した者（法第 103 条第 13 号）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
5　フロン類の製造業者等、第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類充塡回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の命令違反（法第 104 条）	50 万円以下の罰金
6　フロン類充塡回収業者に係る変更届出義務違反（法第 105 条）	30 万円以下の罰金
7　フロン類充塡回収業者の記録の作成・保存義務違反（法第 107 条第 1 号）	20 万円以下の罰金
8　フロン類充塡回収業者の報告義務違反、「管理の適正化の実施状況報告」の未報告・虚偽報告（法第 107 条第 2 号）	20 万円以下の罰金
9　立入検査拒否（法第 107 条第 3 号）	20 万円以下の罰金
10　フロン類算定漏えい量報告義務違反（法第 109 条第 1 号）	10 万円以下の過料
11　フロン類充塡回収業者の廃業等届出義務違反（法第 109 条第 2 号）	10 万円以下の過料
12　フロン類の放出等の禁止等の表示義務違反（法第 109 条第 3 号）	10 万円以下の過料

フロン排出抑制法の全体像

（参考）

別表１　フロン類の種類

フロン類の種類である、CFC、HCFC、HFC の３区分にそれぞれ分類される冷媒番号区分について、オゾン層保護に関する法律第２条、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条及び米国 ASHRAE34 規格を参考にした分類例を下表に示します。

地球温暖化係数は、ＩＳＯ（国際標準化機構）の規格８１７に基づくフロン類の冷媒番号別の種類とＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の報告に基づくＧＷＰ（地球温暖化係数）の例です。混合冷媒については、一部のみの記載となっていますので、混合冷媒中の混和割合を元に算定下さい。

なお、混合冷媒の扱いは、その成分に CFC を含むものは CFC に、HCFC と HFC の混合体は HCFC に分類されます。

種類	冷媒番号	物質名　（別名）	化学記号 混合冷媒は成分(組成比)	地球温暖化係数 （ＧＷＰ）＊16
CFC	R11	ﾄﾘｸﾛﾛﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ(CFC-11)	$CFCl_3$	4,750
	R12	ｼﾞｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ(CFC-12)	CF_2Cl_2	10,900
	R13	ｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ(CFC-13)	CF_3Cl	14,400
	R113	ﾄﾘｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(CFC-113)	$C_2F_3Cl_3$	6,130
	R114	ｼﾞｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(CFC-114)	$C_2F_4Cl_2$	10,000
	R115	ｸﾛﾛﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(CFC-115)	C_2F_5Cl	7,370
	R500		CFC12/HFC152a(73.8/26.2)	8,080
	R501		HCFC22/CFC12(75.0/25.0)	4,080
	R502		HCFC22/CFC115(48.8/51.2)	4,660
HCFC	R123	ｼﾞｸﾛﾛﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HCFC-123)	$C_2HF_3Cl_2$	77
	R124	ｸﾛﾛﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ (HCFC-124)	C_2HF_4Cl	609
	R141b	1･1-ｼﾞｸﾛﾛ-1-ﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HCFC-141b)	$C_2H_3Cl_2F$	725
	R142b	1-ｸﾛﾛ-1･1-ｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HCFC-142b)	$C_2H_3ClF_2$	2,310
	R22	ｸﾛﾛｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ (HCFC-22)	CHF_2Cl	1,810
	R401A		HCFC22/HFC152a/HCFC124(53/13/34)	1,180
	R408A		HFC125/HFC143a/HCFC22(7/46/47)	3,150
	R409A		HCFC22/HCFC124/HCFC142b(60/25/15)	1,580
HFC	R23	ﾄﾘﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ (HFC-23)	CHF_3	14,800
	R32	ｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ (HFC-32)	CH_2F_2	675
	R125	1･1･1･2･2-ﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HFC-125)	C_2HF_5	3,500
	R134a	1･1･1･2-ﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HFC-134a)	CH_2FCF_3	1,430
	R143a	1･1･1-ﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HFC-143a)	CF_3CH_3	4,470
	R152a	1･1-ｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ(HFC-152a)	CH_3CHF_2	124
	R227ea	1･1･1･2･3･3･3-ﾍﾌﾟﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ(HFC-227ea)	CF_3CHFCF_3	3,220
	R236fa	1･1･1･3･3･3-ﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ(HFC-236fa)	$C_3H_2F_6$(HFC236fa)	9,810
	R245fa	1･1･1･3･3-ﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ(HFC-245fa)	$CHF_2CH_2CH_2CF_3$(HFC245fa)	1,030
	R404A		HFC125/143a/134a(44/52/4)	3,920
	R407A		HFC32/125/134a (20/40/40)	2,110
	R407B		HFC32/125/134a(10/70/20)	2,800
	R407C		HFC32/125/134a(23/25/52)	1,770
	R407D		HFC32/125/134a(15/15/70)	1,630
	R407E		HFC32/125/134a(25/15/60)	1,550
	R410A		HFC32/125(50/50)	2,090
	R410B		HFC32/125(45/55)	2,230
	R507A		HFC125/143a(50/50)	3,990

＊16 地球温暖化係数（ＧＷＰ）：二酸化炭素（CO_2）を１とした場合の温暖化影響の強さを表す値（環境省・経済産業省告示）

別表２　第一種特定製品の種類

第一種特定製品の種類は、エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器について、日本標準商品分類の大分類 6: 中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類されます。

	分類番号	商品名
(1)　エアコンディショナー		
	562119	自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象の製品を除く） ・道路運送車両法第 3 条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪車のもの（側車付きのものを含む） ・道路運送車両法第 3 条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
	56212	鉄道車両用エアコンディショナー
	56213	航空機用エアコンディショナー
	56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
	5622	ユニット形エアコンディショナー
	5623	除湿機
	562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式・容積圧縮式)
	5629	その他の空気調和器
	5651	空気調和装置（クリーンルーム等）
(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		
	5612	コンデンシングユニット
	5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
	5632	ショーケース（内蔵型ショーケース、別置型ショーケース）
	5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置（冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等）
	5634	製氷機
	5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
	5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
	56371	冷凍冷蔵用リキッドチリングユニット(遠心冷凍機・スクリュー冷凍機等)
	56372	ユニットクーラー（ブライン、直膨）
	5639	その他冷凍冷蔵機器
	5641	ヒートポンプ式給湯器
	5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
	5659	その他の冷凍機応用装置
	58111	飲料自動販売機
	58112	食品自動販売機
	84481	ワゴン（搬送車）

別表３　絶対圧力とゲージ圧力の対応について

区分	単位	省令で扱っている圧力値				
SI 単位（絶対圧力）	MPa	2	0.3	0.1	0.09	0.03
SI 単位（ゲージ圧力）	MPa	1.9	0.2	0	-0.01	-0.07
工学単位（ゲージ圧力）	kgf/cm^2	19	2	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg			0	-100	-500

高圧ガス保安法との関係

☆高圧ガス（常用の温度での絶対圧力が 0.3MPa 以上）は、高圧ガス保安法の適用を受けます。

①運搬時における基準（移動の基準）（高圧ガス保安法第 23 条）
高圧ガス保安法では、高圧ガスを運ぶことを「移動」といいます。回収したフロン類が充填されている容器を回収装置から外して「移動」する場合は高圧ガス保安法の適用を受けます。
②移充填する場合の基準（高圧ガスの製造の基準）（高圧ガス保安法第 5 条）
高圧ガス保安法では、圧縮、減圧等の圧力変化や液化、気化等の相変化することなどを「製造」と称しています。 高圧ガス保安法の技術基準に適合した回収機を用いてフロン類の充填又は回収を行う場合は、高圧ガス保安法の適用除外となりますが、その他の方法によってフロン類を充填又は回収する場合は、高圧ガス保安法に基づいて高圧ガス製造の届出等が必要になります。
③保管する場合の基準（貯蔵の基準）（高圧ガス保安法第 15 条）
高圧ガス保安法では、一時的ではあっても容器を保管する場合、「貯蔵」に該当し、貯蔵量に応じて、届出などが必要となります。

☆高圧ガス保安法の問合せ先：県危機管理監室消防保安課　TEL:076-225-1481

このパンフレットについて

☆この資料は、法等をもとに一部省略して作成していますので、詳細については、下記のマニュアル、手引きをご覧下さい。（環境省ホームページから入手出来ます。）

①「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」初版　（平成 27 年 3 月）　環境省・経済産業省
②「フロン類算定漏えい量報告マニュアル」Ver. 1.2　（平成 28 年 3 月）　環境省・経済産業省
③「充填回収業者等に関する運用の手引き」初版　（平成 27 年 3 月）　環境省・経済産業省

☆環境省ホームページ　「フロン排出抑制法（平成 27 年 4 月施行）」
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

☆石川県ホームページ　「フロン排出抑制法について」
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/shiryo/flon/flonruihou.html

問い合わせは、石川県環境部環境政策課又は県保健福祉センターまで

機　関　名	住　　所	電話番号	備考
環境政策課	〒920-8580　金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1463	登録受付
南加賀保健福祉ｾﾝﾀｰ	〒923-8648　小松市園町ヌ 48 番地	0761-22-0795	
石川中央保健福祉ｾﾝﾀｰ	〒924-0864　白山市馬場 2 丁目 7 番地	076-275-2642	
能登中部保健福祉ｾﾝﾀｰ	〒926-0021　七尾市本府中町ソ 27 番 9 号	0767-53-2482	
能登北部保健福祉ｾﾝﾀｰ	〒928-0079　輪島市鳳至町畠田 102 番地 4	0768-22-2011	

☆ 法令略称

「法」・・・・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
「令」・・・・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令
「施行規則」・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則
「報告命令」・フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令
「管理者判断基準」・・第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項
「指針」・・・フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針